

平成22年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

平成22年2月25日瑞穂町教育委員会第2回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 戸田 祐佳 君 ・ 2番 森田 義男 君 ・ 3番 吉野 ゆかり 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 教育総務課長 村野 香月 君 ・ 学校指導課長 谷合 しのぶ 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第2号 瑞穂町教育基本計画について

日程第4 議案第3号 瑞穂町郷土資料館の在り方研究会要綱

- 日程第5 議案第4号 社会教育施設整備検討委員会要綱
日程第6 議案第5号 平成21年度一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第7 議案第6号 平成22年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番戸田委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2 業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。今までの報告で、何かご質問がありましたらお願いいたします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3 議案第2号 瑞穂町教育基本計画についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第2号 瑞穂町教育基本計画について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町教育基本計画検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、瑞穂町教育基本計画を策定いたしましたことに伴い、本案を提出するもので

す。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 2年間を掛けまして、瑞穂町教育基本計画として特に小・中学校の学校教育に特化した形で策定をいたしました。2月22日の第6回の委員会をもちまして、策定委員会が終了しました。まだ、助詞など文章のつながりを見直していきますが、こういう形で全体計画ができあがりましてので、報告させていただきます。

これまでも中間報告をご覧になっていただいたところですが、改めて全体を説明させていただきます。また、パブリックコメントがありましたので、そのご意見も後で説明させていただきます。

策定の理由としては、これからの瑞穂町の学校教育において、中立性と公平性のある教育をきちんと行っていく。そして、町民に対し、瑞穂町教育委員会が今後進めようとしている教育内容や考え方、理念等を明確化する。そして、これをもって教育委員会事務局と学校の支援にもつながる大きな3点を策定の理由とした上で、基本計画を策定してきました。

基本計画を開いていただき、教育長の挨拶の後に目次が入り、現在の瑞穂町教育委員会の教育目標が入っております。次に基本計画の策定の目的として示しております。これから瑞穂町の目指す学校教育の方向性や内容を明確に示し、町民の理解と協力の下に、町全体で小・中学校の教育活動に取り組む必要性があるということで、今回は小・中学校の内容に特化した形で作成しております。そして、学習指導要領の改訂が10年に1度あり、この計画は新学習指導要領を見据えてありますので、この計画は10年間を見ているものです。ただし、社会情勢や様々な変化が生じますので、5年間で1回の見直しを図っていきたいと思います。そして、パブリックコメントにご意見が寄せられたこともありましたので、そのことも入れております。

瑞穂町の特性や良いところ、町の文化を理解させながら、教育活動に入れていかなければいけないというところが大きな特徴です。教育そのものは、色々なところがこのような計画を作っているのですが、基本的な部分は

さほど変わるものではありません。どこが大きく変わるかというと、子どもたちが日々生きている場所、瑞穂町というところを少しでも取り入れられると良いということで、町の特色あるところを入れております。

4番目には、教育委員会が目指す子ども像ということで、教育目標の後に瑞穂の子どもたちということで、キャッチフレーズとして、『人と人が かかわり合って 文化・教養をはぐくむまち みずほ』という、教育基本計画に基づき、みずほっ子目標の『みずほ』に掛けて、知・徳・体の内容を作成しております。そして、5番目に策定の方針として、1番目に教育目標の具現化を図ること。2番目に自然、伝統・文化、地域の特徴を入れること、現在、第4次の長期総合計画の策定に入っておりますが、瑞穂町の長期総合計画との関連を図ること、地域コミュニティの一員としての人財育成の視点を入れること、瑞穂町の地域保健福祉計画や瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画など、町の様々な計画がありますので、その考え方を取り入れることを基本的な方針として組み立てております。そして、委員の皆さんから子どもたちに見に付けさせたい資質・能力を踏まえながら全体の計画を策定しております。

教育基本計画の内容として、大きな柱を4つ立てました。人間力の向上ということで、日本から世界へという大きな舞台で生きていくための知識や健康や体、社会性ということをも身に付けさせたい。2番目に、自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもを育成したい。3番目に、地域社会の一員として役割を担う子どもの育成として、将来的には、きちんと社会に貢献できる子どもを育てたい。そして4番目に、信頼される学校教育の構築ということで、これらを行っていく上で、学校教育が信頼されるには、保護者、地域の方のご支援があってこそ成り立つものです。また、設置者としての安全で安心な学校生活を送れるように、施設整備に努めていくということが書かれております。

9ページには、全体の体系図が書かれております。10ページ以降は、瑞穂町教育基本計画の内容と方向性ということで、4つの視点で柱を立てているわけですが、その柱ごとにいくつかのさらに細かな視点を置き、その

中にさらに下位項目として、ポイントを示しております。

人間力の向上では、国際社会で生きるための資質・能力の育成として、人権教育の充実、道徳性の育成、情操教育の充実を挙げています。社会で活用できる豊かな学力として、基礎・基本の定着、個性の伸長、言語力の向上、保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携、子どもの学習支援の充実、情報教育の推進を入れていただいております。生涯にわたる健康な心と体の育成では、健康教育の充実、体力の向上、教育相談の充実、安全教育の推進、部活動の振興をあげております。特別支援教育の充実としては、特別な支援が必要な児童・生徒の個性や能力の伸長。人間関係能力の育成としては、人とかかわる力を高める教育の充実、コミュニケーション能力の育成という視点を入れております。

2番目の自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成では、郷土を愛する心の育成として、瑞穂町を愛する心を育成する教育の充実、環境を保全する態度の育成、文化・歴史を理解し伝える力の育成。異文化理解を通じた日本のよさの発見として、日本の伝統・文化理解の充実、国際理解教育の推進。瑞穂町は、横田基地を抱えておりますので、色々な関わりがあります。また、モーガンヒルとの関わりも含めて記載しております。

3番目の地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成では、会の一員としての役割や自覚の涵養として、規範意識の醸成、不登校の減少を目指した施策の充実、学校を愛する心をはぐくむ教育の充実。望ましい勤労観・職業観の育成として、キャリア教育の推進。公共心を育成するための体験活動の充実として、奉仕・体験活動の充実。就学前機関との連携として、保育園・幼稚園との連携。学校教育への保護者・地域住民の参画として、学校教育活動への支援・参加、学校運営連絡協議会の充実。

4番目の信頼される学校教育の構築では、地域に開かれた学校教育の推進として、開かれた学校教育の推進。学校の教育力の向上として、教員の資質・能力の向上、授業の質の向上、学校評価を通じた経営改善。家庭の教育力の向上として、基本的な生活習慣の確立に向けた施策の推進、家庭の教育力の向上に向けた施策の推進。安

全・安心な教育環境の構築として、学校・家庭・地域の連携による安全への施策の推進、学校施設の安全対策の推進、校舎等の耐震化の推進です。

第3章では、柱立てをしてきた具体的な施策として、ひとつひとつの内容で重点目標を示し、教育委員会の具体的な施策を展開し、学校はどのような取り組みをしていくかの取り組みを示しながら、教育委員会と学校が連携していくことを発信しています。

検討委員会において、委員より教育の専門用語、聞きなれない用語、意味が分からないという指摘がありましたので、そうした用語につきましては、注釈を入れるような形でご理解いただけるようにしております。

その後に資料編として、教育基本計画の設置要綱と教育基本計画検討委員会の策定の経過、委員の名簿という形で作成させていただきました。以上のような構成で策定いたしましたので、ご審議いただきたいと思います。

パブリックコメントの1番目には、なぜ小・中学校についてなのかということがありました。もちろん生涯学習のことや家庭や地域が必要だということは分かっております。教育委員会が教育基本計画を策定する中で、家庭や地域の関わりの在り方についても書かれております。また、生涯学習という大きな関わりの中で、学校教育の部分を記しております。この後、生涯学習推進計画について、社会教育課で策定されていきますので、そちらと合わせながら、一緒に瑞穂町の大きな教育の柱を作っていくという考え方に基づいております。

なぜ、10年なのかということにつきましては、学習指導要領が10年ごとに改訂されており、それと合わせて10年としております。しかし、当初からこの計画は5年で見直すということで、文の中に入れておきました。各学校に任せるべきではないのでしょうかという意見については、あくまでも公立学校は義務教育です。義務教育の中で必ず身に付けさせなければならないことが必ずあります。それをきちんと身に付けていくためには、瑞穂町教育委員会がリーダーシップをとっていきながら、学校と連携を図っていくことが重要ですので、そのように回答します。また、不登校の出現率についても書かれているのですが、小学校の児童が2倍に達しているとい

うことはないので、間違ったところからの情報ではないかと思います。その部分について、きちんと回答させていただきます。

不登校対策では、来年度以降予算の中でスクールソーシャルワーカーを設置したり、不登校対策支援員の設置など教育委員会の施策として考えておりますので、触れております。

第3次長期総合計画は、平成22年度で終了し、平成23年度から第4次長期総合計画となります。教育基本計画は平成22年度から推進するため、1年間は第3次長期総合計画に基づきます。そして、平成23年度から第4次長期総合計画が始まり、5年目に第4次長期総合計画の下で、見直しを図るということで考えております。どうしても長いスパンのものを作ったときには、色々な計画とのずれは生じてしまうのは仕方のないことですので、ご説明をさせていただきたいと思います。

この後、委員の方々に関しましては、2年間関わっていただいたということで、教育基本計画について広く町民に広報していただいたり、ご支援いただいたり、監督者としてこの計画がきちんと行われているか見ていただいたりという役割を果たしていただきながら、策定者の一人として関わっていただけたらありがたいとお話し、終了いたしました。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 学校指導課長より話がありましたが、策定に関わっていただいた方に中身の推進状況のチェックをしていただくということがありましたが、具体的には推進委員会のようなものを作る予定なのでしょうか。

学校指導課長 そういったものを作ってはいかないのですが、これに関わっていただいた方に、大きな想いがあるため、これが行われているか、どのように見れば良いのでしょうかという話があったため、ぜひ学校へ行っていただいたり、校長が作成する経営方針や教育課程をご覧になっていただくと、町の計画がどのように反映されているかが分かりますので、学校へ行っていただいて疑問に思ったら、校長へ話を伺ったり、教育委員会へご意見をいただいた

りすればよろしいのではないのでしょうかとお話させていただきました。

森田委員 非常に大切なことだと思います。得てして、こういう計画は作って終わりということがあります。それが果たしてどの程度行われているか、教育委員会自身でそれをチェックするのは当然ですが、関わっていただいた方に何らかの具体性を持った形で推進状況を見ていただいたらどうでしょうか。

学校指導課長 来年度から予算の中で、教育委員会で学校の第三者評価を取り入れる計画です。現在は、学校がそれぞれ評価委員会を設置していて、学校の中では第三者を入れているのですが、教育委員会そのものが、第三者に依頼をし、独自にお願いして、学校へ1日行っていただいて、教育課程や経営状況など具体的な場面を見ていただき、ご指導いただくということを来年度から実施していく計画です。

その中に、この中身をチェックしていただくというのも、ひとつの中身かもしれませんが、策定に関わった委員の方の中から選任するというのもあると思います。

森田委員 パブリックコメントをいただいたのは、お一人からでしょうか。

学校指導課長 はい。

森田委員 いただいた内容を本文の中に取り入れたりしていますが、いただいた内容に対し、文書での回答など行うのでしょうか。

学校指導課長 現在、このことについては、今後はこちらの考え方をきちんと文書で回答するため、教育長の決裁中です。パブリックコメントに対して、町の対応の仕方として公告しているようなので、こういったパブリックコメントがあり、それに対して回答をお示しすることになります。

吉野委員 教育基本計画は、方向性を示すということですが、長期総合計画では進捗状況を確認しておりますが、同じような形でチェック体制はできるのでしょうか。

学校指導課長 教育委員会としては、教育基本計画に入った内容が計画として織り込まれてきますので、その事業ごとの評価

が必要になります。学校については、教育課程のヒアリングをしているのですが、進捗状況の報告を受けます。学校の中では、学校評価を行っておりますので、こうした計画ができたかという、具体的な内容が織り込まれるでしょうから、教育委員会も行う第三者評価の中にそのような視点を入れた形で、毎年検証して、5年後に一度見直すことで課題が明確にならなくてはなりません。その時に、大幅な改訂があるかもしれませんし、内容に加えられるものがあるかもしれません。そうして、成果という形で報告をしていかなければならないと考えております。

大澤委員長　ほかにございますでしょうか。

戸田委員　パブリックコメントをされた方は、瑞穂町の学校に子どもを通わせている方が、教育関係でお仕事をされている方なのか、もし、さしさわりが無いようであれば、どのような立場の方が伺いたいと思います。また、検討委員会の一般公募の3名の方についても、どのような立場の方が伺いたいと思います。

そして教育基本計画は、よく考えられていると思いました。一番願うのは、5ページに記載された、迅速・効率的・効果的な行政システムの確立として、子どもをサポートするための人と人を繋ぐシステムの確立というのが、はっきり明記されていて、学校と地域と保護者が連携して力を合わせてやっていく上で、一人でも多くの人に教育に関心を持っていただき、それを上手く広げたりつなげたりする必要があると思います。そこで、記載されたことが具体的な施策があれば、教えていただきたいと思います。

学校指導課長　パブリックコメントをいただいた方は、元教育に携わった方と聞いております。そして、一般公募の方は、広報に公募を出し、その中から複数申し込みがあり、町の教育に期待することを作文していただき、その中から選考いたしました。

1人は瑞穂中学校の卒業生で、これから社会人になる方です。この方は、町の教育に対して意見を持っており、もっと教育を変えないと瑞穂はだめになると危機感を持って考えていらっしゃいます。もう1人は、放課後こど

も教室での安全指導員や四小の特別な支援が必要な児童に対して補助いただいております。もう1人は、校長として勤めた後、町の相談室長を勤め、熟年塾に熱心に携わっているという、どなたも教育に関係があり、本当に熱心な方です。毎回の会議があつという間に過ぎてしまいました。

施策につきましては、子どもをサポートするためのシステムとして、学習面では学習アドバイザー、学習サポーターもおります。困難な状況にある子どもには、支援していくシステムを作っています。今後は不登校を始め、色々な子どもの課題があります。教育相談室も適応指導教室がますます充実するように、色々な部分で考えています。人と人をつなぐシステムは、町の色々な方にご支援をいただかなければいけません。学校と町をつなぐパイプの役割を持った方もいなければなりません。来年度、そのような方の配置の予算計上をしております。学校が色々なところとつながりたいという思いがある方を通して、システムを確立していきたいと思ひます。

大澤委員長 ほかにいかがでしょうか。

森田委員 28ページ以降は、実施計画になってくるかと思ひます。教育基本計画を成功させるためにも、地域と家庭の連携をどう図るかということが大切です。しかし、主体的にこちらが音頭を取れない部分ですので、教育基本計画には書き辛い部分かと思ひます。要望となりますが、学校を通じ、あるいは教育委員会を通じて連携を浸透させていくということを見据えていただけたらと思ひます。

教育部長 学校、保護者、地域の連携というのは、教育現場の色々な場面で出てまいります。それぞれの役割分担があります。これがややもすると、縦割り型になってしまいます。そこをどうやって連携していくかということで、これは学校教育だけでなく、社会教育でも課題になっております。これが、どうしたらごくごく自然に関わりができて、開かれた学校づくりというところで、一步踏み出せていないところがあります。全体的な観点の中で、どうやって自然に関わりを構築できるかというのが課題であります。要望ということでもありますので、教育委員会がこれらを見据えているということで、平成22年度もまい進していきたいと思ひます。

学校指導課長 策定後、印刷して全教員に配布します。教員そのものが知らないと教育課程が充実しません。そして、学校以外の公共施設に置くほか、ホームページにもアップしていきます。社会教育の方で子どもたちの教育に関わっている方や地域の方にもこれをご理解いただきながら、一緒に取り組んで生きたいと思います。そのためには、広報活動が何より大切なので、力を入れていきたいと思ひます。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 これより議案第2号に対する討論を行います。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

大澤委員長 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。

大澤委員長 日程第4 議案第3号 瑞穂町郷土資料館の在り方研究会要綱を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第3号 瑞穂町郷土資料館の在り方研究会要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町郷土資料館の在り方を研究するため、要綱を制定する必要があるため、本案を提出するものです。

附則といたしまして、この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成23年3月31日限り、効力を失うものです。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

図書館長 議案第3号 瑞穂町郷土資料館の在り方研究会要綱について、ご説明を申し上げます。

第1条は、郷土資料館の在り方について研究するために研究会を設置することについて定めるものです。第2条は、研究会の所掌事項について定めるものです。第3条は、研究会の組織として学識経験者、文化財保護審議会委員など構成員の選出区分と人数について定めるものです。第4条は、構成員の任期について定めるものです。第5条は、研究会の座長とその役割について定めるものです。第6条は、研究会の会議について定めるものです。第7条は、研究会への構成員以外の関係者の出席について定めるものです。第8条は、構成員に謝礼を支給しないことについて定めるものです。第9条は、研究会の庶務について定めるものです。第10条は、補則について定めるものです。

附則といたしまして、この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成23年3月31日限り、効力を失うものです。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 議案第3号の郷土資料館の在り方研究会と議案第4号の社会教育施設整備検討委員会については、郷土資料館と関連してくるかと思えます。なぜ、郷土資料館についてなのでしょう。

岩本教育長 議案第3号と議案第4号は、関連しております。現在、郷土資料館は図書館の3階にあり、郷土資料の収集・展示を行っています。今後、施設整備について、どうしようという検討委員会がありませんでした。今後、どういった施設が良いといったことを検討する必要があるため、上程させていただきました。

森田委員 そのようなことだと思っておりました。回りくどくて申し訳ないのですが、郷土資料館よりむしろ図書館の方を先に検討した方が良いのではないかと思い、質問いたしました。

岩本教育長 図書館につきましては、議会等で答弁しているのですが、箱根ヶ崎駅の西側に将来的に図書館を建てるということで図書館協議会において、どのような図書館が良いかということで協議をしております。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 これより議案第3号に対する討論を行います。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

大澤委員長 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。

大澤委員長 日程第5 議案第4号 社会教育施設整備検討委員会設置要綱を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第4号 社会教育施設整備検討委員会要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。社会教育施設の一体的な整備を図るため、要綱を制定する必要があるため、本案を提出するものです。附則といたしまして、この訓令は、平成22年4月1日から施行し、平成26年3月31日限り、効力を失うものです。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

図書館長 議案第4号 社会教育施設整備検討委員会要綱について、ご説明を申し上げます。第1条は、郷土資料館を含めた社会教育施設の一体的な整備を図るために委員会の設置について定めるものです。第2条は、委員会の所掌事項について定めるものです。第3条は、委員会の組織の構成について定めるものです。第4条は、委員の任期について定めるものです。第5条は、委員長及び副委員長について定めるものです。第6条は、委員会の会議について定めるものです。第7条は、特定事項を協議するための分科会について定めるものです。第8条は、委員会の庶務について定めるものです。附則といたしまして、この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成2

6年3月31日限り、効力を失うものです。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

大澤委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員

この施設整備検討委員会というのは、研究会と検討会でやり取りするのでしょうか。

図書館長

先ほど議決いただきました、郷土資料館の在り方研究会は、町民に参画していただき、郷土資料館のあり方についてご意見をいただくという役割のものです。こちらの社会教育施設整備検討委員会は、行政内部においてどのように郷土資料館を含めた社会教育施設を一体的に整備していくかということについて協議していくものです。

そのため、研究会でいただいたものを検討委員会に反映させていく形で考えております。

森田委員

この要綱は平成26年3月31日までで、研究会については平成23年3月31日までとなっております。平成23年度から新しい長期総合計画が始まりますので、研究会も検討委員会もそれに合わせた形でやっていくのではないかと思います。そうすると、ずれが生じてしまうのではないかと感じました。そして、研究会の結果を長期総合計画に反映させていくと考えると、検討委員会の期限が長いように思いますが、いかがでしょうか。

岩本教育長

現在の長期総合計画において、郷土資料館の建設がうたわれておりました。そのため、今後どうするかという内容を議案第3号の要綱になります。1年間をかけて研究しようというものです。これは郷土資料館をどうするかというもので、研究を何年もするというわけにはいきません。1年かければ十分研究できると考え、1年としました。

検討委員会につきましては、平成26年までの長期としたのは、具体的なものが出てきます。どこの土地を購入し、どこに建築するかということなど、図書館を含めた社会教育施設一体的な整備については、平成22年度、平成23年度というわけにはいきませんので、長きに渡った期間を設けさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

大澤委員長

そのほかございますでしょうか。

戸田委員 一体的な整備というのは、具体的にどういうところまでか、案があれば聞かせていただきたいと思います。

岩本教育長 森田委員にもお話したとおり、郷土資料館については現在の長期総合計画にうたっております。これから3月の議会に提案するものとして、新たな土地を購入したいと考えております。それをもって、一体的な整備ということが発生します。

戸田委員 現在ある教育施設の見直しを含んだものか、教えていただきたいと思います。

岩本教育長 現在あるものも含まれますし、図書館が将来的に移転となった場合、現在の図書館をどうするかということや郷土資料館をどうするかということで、一体整備ですからすべてに関連したことだと思えます。ただ、目先には土地を含めた一体整備が必要ではなかろうかと思いましたので、このような要綱といたしました。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 これより議案第4号に対する討論を行います。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

大澤委員長 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。

大澤委員長 日程第6 議案第5号 平成21年度一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第5号 平成21年度一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成21年度一般会計補正予算（第4号）のうち、教育に関する事務に係る部分について、教育委員会の意見を聴取する必要があるため、その内容を説明し、意見を求めるものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

教育総務課長 一般会計補正予算第4号について、教育総務課所管のものを説明します。

まず、歳入ですが、主なものを説明します。No. 2・3の校内LAN・地上デジタルアンテナ工事費補助金、小学校分で1,000万3千円と、同じく中学校分で453万4千円を国からの交付決定により追加します。No. 4の公立学校施設耐震化事業補助金ですが、国の補助金が決まったことにより、都の補助金を1,023万6千円の収入見込みで、追加します。

次に歳出では、主なもののみを説明します。No. 3の高等学校等入学時奨学金ですが、48万円を増額し228万円とします。当初30人を見込みましたが、8人分を追加するものです。次にNo. 5の公印ですが、教育委員会の主管部長印並びに主管課長印を新たに購入するため、1万9千円を追加します。次にNo. 10の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費ですが、250万円を減額し、4,371万9千円とします。中学校の要保護生徒の人数が32人と多く、学用品費・給食費を生活保護の扶助費の方で支援したため、減額とします。次にNo. 13の二小光熱水費ですが、9万3千円を追加し484万5千円とします。当初見込んでいた使用量の増による増額です。次にNo. 26の校内LAN・地上デジタルアンテナ工事ですが、157万5千円を減額し、3,307万5千円とします。1月20日に入札があり、3,307万5千円で契約したため、その契約の差金です。次にNo. 30の四小管理用備品ですが、193万8千円を増額し528万8千円とします。通級指導学級を開設するにあたり、その備品購入費で240万円見込んでいますが、契約差金が46万2千円あり、差し引き193万8千円の追加となります。次にNo. 32の教育用コンピュータ借上料ですが、400万9千円を減額し、1,717万7千円とします。一小・三小の入れ替えを予定して

いましたが、平成21年度の補正予算で校内LAN工事を行うこととなり、入れ替えを平成22年度に行うこととしたため、8月以降も再リースを継続することにより、月額673,832円の支払見込みが、月額153,832円であり、その差額を減額するものです。次にNo. 35の通信運搬費ですが、6万6千円を追加し150万5千円とします。電話使用料の増によるものです。次にNo. 47の教育用コンピュータ借上料ですが、705万6千円を減額し、810万2千円とします。瑞中・二中で5年のリース期間が7月末で満了となりましたが、再リースをしたことにより、月額1,263,150円が月額381,150円になり、その差額を減額するものです。次にNo. 50の幼稚園就園奨励費補助金ですが、292万5千円を減額し、3,464万4千円とします。当初390人を見込んでいましたが、現在351人で、園児数が少なかったことによる減額です。次にNo. 51の私立幼稚園児保護者負担軽減補助金ですが、166万7千円を減額し、3,266万1千円とします。当初476人を見込んでいましたが、現在430人で、園児数が少なかったことによる減額です。以上簡単ではありますが、説明いたします。

学校指導課長 一般会計補正予算第4号について、学校指導課所管のものを説明します。まず、歳入ですが、主なものを説明します。No. 7の学校臨時職員賃金等交付金で223万4千円を減額します。

次に歳出では、主なもののみを説明します。No. 52の嘱託員報酬ですが、187万5千円を減額し、1,456万5千円とします。相談室の相談員が1名退職したために減額するものです。次にNo. 53の臨時職員賃金ですが、223万4千円を減額し、4,238万8千円とします。養護教諭代替が発生したための減額です。次にNo. 59の教職員健康診断等委託料ですが、107万円を減額し、260万8千円とします。健康診断委託業者の変更により、契約金を抑えたための減額です。次にNo. 61の漢字検定委託料ですが、100万円を減額し、246万円とします。当初見込より人数及び単価の減による減額です。次にNo. 64の児童生徒国内交流事業委託料ですが、101万6千円を減額し、2万4千円とします。これは八丈町の都合により、今回は事務局担当者同士の打ち合わせのみとなったための減額です。その他の項目につきましては、当初の予定より対象者が少なかったこと、契約差金等による減額

です。事業全体としては、支障なく実施できました。以上簡単ではありますが、説明いたします。

社会教育課長 平成21年度一般会計補正予算第4号について、社会教育課所管のものを説明します。歳入の補正は、主なものを説明します。社会教育費補助金でNo.11の地域青少年健全育成支援事業補助金は、55万1千円を追加します。こどもフェスティバルであいさつ運動を実施し補助金が認められたものです。No.14の雑入では、フレッシュ名曲コンサートで東京音楽コンクール入賞者を起用し、50万円を増額し300万円とするものです。

次に歳出です。No.86からNo.90の社会教育総務費ですが、報償費、需用費、委託料、使用料及び賃借料ですが、いずれも契約差金によるものです。No.91からNo.97の青少年対策費ですが、報酬、報償費につきましては委員やスタッフの出席回数による減額です。No.98からNo.104のビューパーク運営費になりますが、主に契約差金による減額ですが、No.105のスカイホール共同アンテナデジタル改修工事につきましては、当初予算657万3千円を減額します。理由は、2011年7月に地上デジタル放送への移行に伴い、平成21年度工事を実施する予定でしたが、平成21年7月31日に総務省関東総合通信局プレスリリースにより、多摩センターにあった中継局が中止され、新たに八王子ひよどり山へ平成21年10月5日に開局すると発表されました。それにより、対象地域での視聴の可能性が高くなり、急きょ12月補正予算で電波状況の調査を計上し、現在調査中です。今年度の工事については、執行不可能なため減額するものです。以上簡単ではありますが、説明いたします。

社会教育課主幹 一般会計補正予算第4号について、社会教育課保健体育費のものを説明します。歳入 No.8 体育施設使用料については、昨年度より実績が増えたため 39 万3 千円増額します。No.9 スカイホール使用料についても昨年度より実績が増えたため33万3千円増額します。No.10 競技場使用料については、昨年度の実績から10万9千円増額します。また、No.12, 13 スカイホール及び各体育施設の自動販売機電気使用料についても使用料が増えたため、それぞれ4万9千円、25万6千円増額します。

次に歳出で保健体育総務費の主な項目では、No.107 町民体育祭運営費については契約差金により 17 万 9 千円

減額します。次に体育施設費の主な項目では、No.110修繕料では、中央体育館障がい者用駐車場整備及び、町営グラウンド砂置き場の設置が必要となったため63万円を増額し、334万7千円とするものです。No.112体育施設管理業務及び整備清掃作業委託料については昨年度の実績に基づき74万1千円減額するものです。No.114中央体育館床塗装工事については、契約差金により392万7千円減額、No.115町営第2グラウンド駐車場整備工事についても契約差金により367万5千円減額するものです。No.116備品購入費では新たに軟式野球用ベースセットを購入するため、5万8千円計上いたします。審判講習会を3月に控え、損傷が激しいため今回購入するものです。以上簡単ではありますが、説明といたします。

図書館長

平成21年度一般会計補正予算第4号のうち、書館所管のものについてご説明いたします。すべて歳出です。文化財保護費では、No.117の文化財保護審議会委員報酬を5万7千円減額し、59万1千円とするものです。審議会の回数減と委員の会議欠席によるものです。No.118の臨時雇賃金で8万7千円を減額し、132万円とするものです。勤務予定日数に対する実日数による減額です。No.119の委員費用弁償で15万9千円減額し、5万4千円とするものです。視察研修先が埼玉県となり、宿泊等に要する経費の減額です。No.120の印刷製本費で5万円減額し、22万1千円とするものです。複写機の再利用によりコピー料金が不要になったものです。次に、図書館費です。No.121の臨時雇賃金で14万5千円減額し、537万5千円とするものです。勤務予定日数に対する実日数による減額です。No.122の光熱水費で38万円減額し、225万4千円とするものです。空調機器の温度管理に努め、節電したことによる減額です。No.123の修繕料で11万円増額し、148万9千円とするものです。図書館駐車場の区画線の整備のための増額です。No.124の通信運搬費で、32万3千円を減額し、161万3千円とするものです。新設回線架設費の差額と電話料金と郵便料金の減額によるものです。No.125の図書館水道管布設工事で、7万2千円を減額し、142万8千円とするものです。契約差金です。最後に、元狭山ふるさと思い出館管理費では、No.126の光熱水費で16万3千円を減額し、54万3千円とするものです。空調機器の温度管理に努め、節電したこと

よる減額です。以上で図書館所管の説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 教職員の健康診断で減額になっておりますが、教職員の受診率が下がったのでしょうか。また、受診率がおおよそどのくらいか教えていただきたいと思います。そして、体育施設でNo.114と115の減額が大きいように思うのですが、当初の予定通りできたのでしょうか。

学校指導課長 教職員の健康診断ですが、すべての教職員が受けるわけではありません。人間ドックと健康診断とありますので、予算そのものは6～8割の受診率で計画を立てております。今年度は婦人科検診を入れ、マンモグラフィーなど受診できるように充実させました。そして病院が変わったことにより、金額が下がることになりました。受診率としては6割強となりました。義務として健康診断を受診することになっておりますので、残りの教職員は人間ドックを受けております。

社会教育課主幹 中央体育館床塗装工事の当初の金額の積算につきましては、床の塗装剤を特殊なもので積算をしておりましたが、通常のものでできると判明しましたので、718万2千円から入札金額が325万5千円となりました。そして、問題なく工事が終わっております。町営第2グラウンド駐車場整備工事につきましては、現在施行中です。3月末完成予定となっております。こちらは当初の計画通りの内容ですが、契約金額が低かったというものになります。

森田委員 受診は義務ですから、教職員の健康診断については6割強ということで、人間ドックと併せて100%にならないといけませんので、受診の確認までお願いします。

学校指導課長 委員が仰るように義務ですから、教育委員会で実施した健康診断の診断結果が控えと各自が申し込んで受診する人間ドックの証明書を併せ、漏れのないように確認をしております。

森田委員 教育相談員が1人欠員となったとありましたが、これは業務に支障がなかったのでしょうか。

学校指導課長 5つの小学校を5人が分担して担当していたのですが、家庭の事情のため、途中で退職をされたため、支障が

なかったかという、なかったということはありません。そのため募集をかけたのですが、年度途中ということもあり、1人いらっしまったのですが、その方も事情があり辞退をされたため、適任者がおりませんでした。そこは相談室長と4人の相談員がカバーをしてくださり、事業そのものは計画通りに進めることができました。

吉野委員 町民体育祭運営費で事業実績による減額とありますが、これについて説明をお願いします。

社会教育課主幹 町民体育祭は、50周年記念大会ということで、予算をだいぶ増やしていただきました。今回実施したのものとしては、看板を設置したり、横田基地の方の賄いで済みましたので、残りの17万9千円が減額となりました。戸田委員 管理用備品というのは、どのようなものでしょうか。また、契約差金による減額とあるものについて、説明をいただきたいと思います。また、幼稚園費の職員普通旅費が当初見込んでいたが、今年度は必要としなかったため減額とありますが、その理由について教えていただきたいと思います。そして、多摩・島しょ子ども体験塾事業委託料について、どのような事業か説明をお願いします。

教育総務課長 学校の備品には、管理用備品と振興備品の2種類あります。振興備品は、学校で使う教材的な備品、その他の机や椅子、テレビ、コンピュータなどは管理用備品となっております。この管理用備品の契約差金が学校により違うということですが、備品を購入する際は、競争入札により一番安い会社と契約するため、当初予定をしていた金額からの差金が出ます。平成21年度の補正予算で、各学校に52型以上のデジタルテレビを購入するというので予算を組みましたが、当初予定していた金額より、大幅に入札の結果安くなりました。学校により見込んでいた台数が異なりますので、契約の差金が異なってきます。そして、四小では契約の差金が46万2千円あったのですが、平成22年度に通級指導学級を開設するにあたり、備品を購入する必要性がありました。そのための金額を差し引きしたため、193万8千円増額となっております。

職員普通旅費は、瑞穂から出張する際に必要となりますが、3月末までに出張する用件がないということで減額をします。

社会教育課長 多摩・島しょ子ども体験塾事業委託料は、みずほ青少年小笠原探検事業になります。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 これより議案第5号に対する討論を行います。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

大澤委員長 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。

大澤委員長 日程第7 議案第6号 平成22年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第6号 平成22年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について提案理由のご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成22年度一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、教育委員会の意見を聴取する必要があるため、その内容を説明し、意見を求めるものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

教育部長 最初に平成22年度、瑞穂町一般会計予算規模は133億8,960万円で、前年度当初予算129億2,070万円、3.6%の増額となっています。これは、国からの子ども手当、扶助費の関係などが増額となっているのが大きく影響しています。うち、教育費につきましては、平成22年度が19億591万6千円で、前年度当初予算17億1,640万円、11%の増額となっています。

それでは、平成22年度一般会計予算の教育に関する部分について予算編成に至りました経過と歳入歳出で主なものをご説明します。経過につきましては、平成21年11月の教育委員会定例会で、平成22年度一般会計教育費予算の編成についてご協議いただき、その後、平成22年1月の教育委員会定例会で、平成22年度瑞穂町教育目標及び4つの基本方針についてご協議いただき、それらに基づいての予算編成をしています。

最初に歳入ですが、主なものを予算書から説明させていただきます。教育使用料ですが569万4千円です。内訳については、25ページ並びに27ページの説明欄に記載のとおりです。次に教育費国庫補助金ですが、6,416万5千円です。内訳については、説明欄に記載のとおりです。次に国の教育費委託金ですが、54万8千円です。内訳については、説明欄に記載のとおりです。次に教育費都補助金ですが、9,491万2千円です。内訳については、説明欄に記載のとおりです。次に都の教育費委託金ですが、706万3千円です。内訳については、説明欄に記載のとおりです。

次に歳出の説明をいたします。予算書ではP174～P223が教育部の予算となります。P174～P183の教育総務費では、平成22年度は4億9,091万2千円で、前年度4億4,725万8千円と比較して9.8%の増になります。P182～P193小学校費では、平成22年度は3億1,277万9千円で、前年度4億2,949万8千円と比較して27.2%の減になります。P194～P201中学校費では、平成22年度は2億4,016万2千円で、前年度1億5,059万2千円と比較して59.5%の増になります。P202～P203幼稚園費では、平成22年度は8,018万4千円で、前年度7,270万7千円と比較して10.3%の増になります。P202～P219社会教育費では、平成22年度は4億9,230万円で、前年度4億701万9千円と比較して21%の増になります。P218～P223保健体育費では、平成22年度は2億8,957万9千円で、前年度2億0,932万6千円と比較して38.3%の増になります。なお、課(館)別の重点事業について、別紙資料平成22年度瑞穂町教育委員会重点事業のとおりですので、後ほどお目通し願います。以上簡単ですが、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員 収入で町税が約3億1,000万円の減ということで、教育費が約1億9,000万円の伸びということで、どのような内容が大きいか説明いただければと思います。この中で新規事業やレベルアップ事業がどのようなものか、一覧表にしていいただければと感じましたので、主だったものを説明いただければと思います。

教育部長 項目別に申し上げますと、びが大きかったのが、消防費が18.5%で、次に多かったのが教育費の11.7%となっております。平成22年度はハード事業が絡んでおり、小・中学校の耐震補強工事があります。また、社会教育では、国体の仮称いこいの広場の整備費などがあるためです。また、扶助費として町長の公約となっている幼稚園保護者負担金が金額は700万円程度となっておりますが、近隣の市町村より若干低めであったこと、保育園の方が手厚いといったことがあったためです。2点目、3点目については、各課・館長より説明させます。

教育総務課長 新規事業やレベルアップ事業としては、庶務係の施設の関係で、五小と二中の耐震補強工事があります。これにより、小・中学校7校のすべてで耐震補強工事が終わることになります。P C B撤去作業として、学校によっては機械室にP C Bを保管しているのですが、これを処理する会社は、国の100%出資している会社でしか処理できないということで、その会社が例年受け入れをしてもらえなかったのですが、平成22年度に受け入れられると通知がありましたので、新規にP C Bの処理を行います。次に、校庭の芝生化として、三小で工事のための設計委託を行います。二中の校庭改修ということで、校庭の南側の道路が3 mあるのですが、これを9.5mに拡幅するために、二中側に3.25m用地を空けなければならないということで、そのための改修工事となります。そのほかに、一小の屋上防水工事、瑞中の給水管の布設替えの工事のための設計委託、五小のプールろ過機の取替工事が新規の事業となっております。

学務係の内容としては、私立幼稚園児保護者軽減補助金の単価が上がり、平成21年度までは第1子、第2子以降とも、2,500円だったものを第1子につきましては3,500円と1,000円アップ、第2子以降は4,500円と2,000

円アップということで、レベルアップ事業となります。教育総務課分については、以上です。

学校指導課長 学校指導課は、充実事業として学力向上については指導書の購入があります。来年度は、小学校の教科書採択が行われます。そして、平成23年度から新たに始まる計画を立てなければならないため、指導書の購入となります。そして、中学校にも小学校と同様に日本地図と世界地図の設置ということがあります。ノート型PCの配置、プロジェクタ、デジタルソフトの配置、電子黒板、スクリーン、電子黒板用学習ソフトの購入等については、今年度との2箇年の事業となります。そして、プラネタリウム鑑賞のバス配車は新規事業です。来年度からすべての小学校で年1回、4年生または5年生でプラネタリウムの鑑賞をすることとします。そのため、移動のためのバスの配車を予定しております。

豊かな心の育成事業として、総合的な学習の時間で体験活動用の講師謝金を用意し、色々な方々を呼び、子どもたちの体験活動を充実するように考えております。新規事業として、来年度から中学校に茶道を導入します。2年生、3年生の2年間の総合的な学習の時間で茶道を行います。3年生の最後に、野点を行えるだけの技術を身に付け、地域の方に貢献できるようにしていきたいと考えております。これは礼法を兼ねております。

栽培活動として、中学校の校庭には花が少ないので、感性を育成するということで、計画的に花の栽培を実施していきます。そしてシクラメンは、町の重要な産業であるので、全学級に配付をし、花を育てることや町の重要な産業であるということを理解すること、そして町の産業の振興にも関わっていききたいと思っております。

生活指導の部分では、不登校対策を来年度は充実させていきたいと考えています。東京都が実施している不登校対策の人的配置、スクールソーシャルワーカーの配置といったことを新規事業として取り組んでいきます。併せて、適応指導教室にパソコンを配置して、eラーニングができるようにしていきたいと考えています。

教員の指導力の向上ということで、教員研修会の講師謝金として、研修内容に応じた講師を呼び、指導力の向上を図ります。悉皆研修として、スカイホールにてクレーム対応研修を夏に実施します。

学校評価は、第三者評価委員会を設置し、これに謝金が必要となります。具体的に記載はないのですが、保護者向けの支援として、各学校1回ずつなのですが、家庭教育学級として学校の実態に応じた保護者のための研修を実施していただくということで、謝金をつけております。

教育活動用のバスの借上げ費用として、学校からスカイホールへ来ることがあるのですが、安全に効率良く教育活動ができて、学習時間の短縮をすることが少なくなるように、短い時間で移動できるようにバス代を計上しております。基本的に乗合バスとして、経費を抑えております。

そのほかに学習サポーターの充実として、来年度から小学校の1～2年生は1日5時間ということで、1時間増となります。3年生は、国語と算数で週9時間配置なのですが、これを10時間配置にしていきます。そして中学校は、現状通りとなります。以上で学校指導課分となります。

社会教育課長 生涯学習推進計画の策定として、平成22年度に完成させたいもので、町部局の課長に集ってもらい、平成14年度に作成したものの進捗状況チェック、課題の掘り出しを行っているところです。そして、地域教育力の再生として、子ども会があります。現在は41子ども会がある中で、7子ども会は休止となっております。そして来年度は、3子ども会の運営が難しいということです。そのため、10子ども会が休止となる状況です。これは町内会や子ども会連合会に働きかけており、うした内容は社会教育委員の会議を中心に話を進めております。

放課後子ども教室の実施はレベルアップ事業とするため、平成22年度は事務局を社会教育課に統合していきます。そして補習事業を試験的に行っておりますが、こうした内容の充実を図っていきたいと考えております。

スカイホールの主催事業の実施として、平成22年度は町制施行70周年になることから、NHKののど自慢を平成22年7月25日に開催し、そのほかにマンドリンクラブの演奏会を開催して目玉事業としたいと考えております。

文化拠点の維持管理として、スカイホールの外壁補修等工事設計委託として平成22年度に外壁関係の補修工

事の設計をいたします。これに伴い、順次以降のスカイホールの改修を段階的に進めていきます。

社会教育課主幹 社会体育事業の重点事業としては、西多摩地域広域行政圏の体育大会の実施として、平成22年度は瑞穂町と羽村市が主管し、西多摩8市町村があり、このうち2市町村が、4年に1回幹事となります。来年度は11月21日にスカイホール大・小ホールを使い、前夜祭や開会式を行います。予算的な面につきましては、各市町村の負担金で賄っているため、教育委員会の予算としてこの事業に拠出しているということではありません。

総合型地域スポーツクラブ設立支援ということで、本年度準備委員会を設立いたしました。設立に向けて、準備委員会の中で事業を検討しているところです。平成22年度につきましては、いくつかプレ事業として無料で実施していく形になっております。平成22年度末、あるいは平成23年度に掛けて総合型地域スポーツクラブの設立に向けた事業を展開していきますので、教育委員会として支援を行っていきます。

社会体育事業の実施として、町制施行70周年事業として残堀川ウォーキング、町民体育祭、駅伝競走大会の3つの事業を行っていく予定です。特に駅伝競走大会につきまして、講師の委託として予算を計上し、一緒に走っていただく方を募って、大会を盛り上げていくということで計画をしております。体育事業の主管事業としては、見直しを行いまして、いくつかの事業を廃止しております。その中で、ウォーキング教室と町民ハイキングについては見直しを行い、ウォーキングについては毎月行う。町民ハイキングについては、教育委員会の施策として、人数が少ないという指摘がありましたので、バスを借り上げて移動するという形で予算を計上しております。廃止した事業としては、バランスボール教室、少年サッカー教室、健康体操教室があります。継続して実施しているところですが、5年以上経過し、事業が定着してきたということで、各団体に任せていくということで、廃止をいたしました。

体育協会への支援としては、補助金の交付として270万円として、前年より30万円を減額し、補助金を徐々に減らし、協会の支援ということであたっていきたいと思えます。

そして体育協会への事業委託として、小学生スキー教室が新たに委託する事業となります。中央体育館の管理業務としては、平日の管理を含めて話をしているところです。国体の関連の事業としては、平成22年度の大きな実施事業となっております。施設整備事業として、長岡いこいの広場の整備として、約2億2,900万円を計上させていただきまして、平成22・23年度に渡り、建設していく予定です。

図書館長

図書館所管の新規事業として、社会教育施設用地取得があります。レベルアップ事業としては、図書館協議会の運営があります。昨年度に設置し、今年度充実させる内容となります。おはなしの会と読書講演会につきましては、今年が国民読書年となり、予算としては今年度と同様ですが、内容をより充実したものにしていきたいと考えております。郷土資料館文化財保護では、埋蔵文化財包蔵地試掘調査を来年度のレベルアップとして、学芸員有資格者を迎える予定ですので、充実していきたいと考えております。

教育部長

先ほど森田委員よりあった、新規事業、継続事業、レベルアップ事業が分かりやすいようにという要望ですが、今後分かりやすくしていきたいと思えます。

森田委員

学校指導課関係で、2点伺いたいと思えます。総合的学習の時間で茶道を行うということでしたが、茶道を選んだ理由があれば、教えていただきたいと思えます。また、この中にはないのですが、学校の図書室の司書と司書教諭の考え方を教えていただきたいと思えます。

学校指導課長

教育基本計画や新しい学習指導要領にも載っていますが、日本の伝統文化について取り扱うということで、実際に体験することが比較的やりやすく、また学習教材に千利休が出てきたりするため触れやすいということがあります。そのほかにも、修学旅行で京都・奈良へ行きますので、そこでお抹茶をいただいたり、正座をするなど体験活動が入っているので、そうしたこととつなげていけるということがあるために選んだということがあります。そして、文化連盟に茶道の先生がいらっしゃいますので、お招きして行う形を考えています。道具として、電気茶釜や茶碗を買ったりするのですが、比較的安価にできますし、お菓子も出してあげることで、生徒の興味

関心を持たせ、正座をして、きちっと礼法を学ぶといったことができる要素があるので、茶道としました。

既に二中では、教室を茶道の教室に対応できるようにしていただいたり、意気込みよく、やっていただけるようになっております。野点をすると、公開授業の際も日本人の文化として良く、地域に貢献しやすいということがあります。また、お菓子を買えば、和菓子屋さんも少しは潤うかなとも考えました。

2点目の学校の図書室につきましては、すべての学校に1名以上、司書教諭の資格を持った先生がいます。これは、東京都の方針でもあり、司書教諭の先生が異動した場合、そこへ司書教諭の免許を持った先生が異動してくることになっているため、今年度もクリアできております。学校図書室は、全員が司書の免許をお持ちではないのですが、教育総務課でなるべく司書の資格を持っている方を優先的に雇用するようにしております。ただ、司書の資格を持っている方は、それほど多くはないので、司書教諭がおりますので、連携しながら充実を図っております。

森田委員 学校により、学校図書室に対する温度差があるように思います。そのため、充実は先生の力に負っているというところが大きいと思います。実際に先生方が忙しい中で行いますので、プラスアルファの部分として臨時職員で良いので、週に1度くらいは学校へ回っていただくとか、図書館に司書がいると思いますので、その協力で行うなどすることで、だいぶ学校図書室の中身が変わってくるのではないかと思います。やはり、子どもが本に触れるというのは大切ですので、そのような支援をお願いします。

図書館長 現在、図書館に司書の有資格者が1名おります。学校支援ということで、朝の読み聞かせには、極力協力していく方向で実施しております。また、相談事もあり、子ども読書活動推進計画を策定していく中で、学校図書室との連携は、重要だと考えておりますので、どのような連携ができるか、協力ができるか考えていきたいと思っております。

学校指導課長 学校図書室の充実と活用しやすい配置や発達段階に応じた蔵書があるかというのは、正直申しまして課題だと

思っております。そこを学校任せにしまっていて、中学生になると漫画などを読みたくなくて、蔵書として多くなってしまっている現状があります。そこは非常に重要なところだと思っておりますので、学校指導課と学校が連携して、指導内容というところで充実していきたいと思っております。

瑞穂町の良いところは、西多摩郡にあって、唯一バーコードにて蔵書の管理ができているところは、瑞穂町が進んでいるところですので、今後も活用していきたいと思っております。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

吉野委員 教育基本計画にホームページの充実というのがあがっております。先生方が忙しいということがあり、工事中となっていたり、なかなか更新できていないところがあります。司書や事務の方など、サポートができる方がいると良いかと思っておりますので、考えていただけたらと思っております。

もう1点ですが、社会教育課協働支援事業の実施とありますが、協働支援事業とはどのようなものか教えていただけたらと思っております。

社会教育課長 協働支援事業というのは、色々なサークルの方が講演会など行っていたりするのですが、こうしたものの制度を作っていこうというものです。来月の定例会に制度を提案し、充実していきたいと思っております。町民が先生となり、住民に発表したり、サークルを対象に事業を起こすという制度を立ち上げていきたいと思っております。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

森田委員 地域教育力の再生ということで、子ども会や地域を支える仕組み作りの検討ということがあります。どこの地域でも問題になっていることですが、地域、家庭という部分が非常に大事で、町内会等の加入率が低くなっているなど色々な原因があると思っております。子ども会には入っているけれど、町内会には入っていないという方もいらっしゃると思います。町内会の活動に不満を持っていたりするのですが、子どもの見守り活動を町内会が行っている。そして、そうしたことで人任せであったりして、お互いに不満を持っているということがあります。

町内会の組織力が落ちると行政にやりづらい部分があります。これは教育委員会だけの問題ではないと思いますので、話し合いの場をぜひ考えていただけたらと思いますので、PTAと町内会、行政が話し合う場があるか分かりませんが、そうしたものを作っていただいて、解決策を見出していただけたらと思います。

教育部長

1月にコミュニティを考える会ということで、町内会のあり方について、町の管理職と町内会長とでお話をしました。社会情勢が変わり、家庭環境が変わり、本当に町内会が必要なのか、またメリットだけでなく、煩わしさ、多忙感などのデメリットなど、今ある町内会のある事業自体を変えなければならないですとか、色々問題が出てきます。

コミュニティを形成することは、行政にとって大変重要なのですが、一般の家庭の方が、そういう認識がないということがあります。町内会に限らず、子ども会でもお話があったように、子どもが少なくて休止をせざるを得ない子ども会があるのですが、多くても育成会を中心とした、保護者の多忙感、やらされる感など事業の見直しをしなければならないなど、大きな過渡期にあります。PTAでも役員のなり手がいないということがあります。瑞穂町では、すぐに手を上げてくださる方がいますが、それでもやり手がいないという現実があります。敬老会でも同じようです。

過日ですが、これらを一元化するため、青少年問題協議会があり、PTA、町内会、学校の方などが集まる機会がありまして、新たに組織を作るという考えもあるのですが、現行の組織の中で連携を取れることもありますので、大局的な視野に立ち、問題提起をしながら、絵に描いたもちではなく、実際どのようにできるか具現化するのが過去からの課題ではありますが、平成22年度の大きな課題と捉えております。

大澤委員長

ほかにございますでしょうか。

各委員

(質疑なし)

大澤委員長

ほかに質疑がないようですので、これより議案第6号に対する討論を行います。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

大澤委員長 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり承認されました。

大澤委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて、平成22年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前11時15分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員